

日本語センター キャンセル規定

1. 在留資格認定証明書交付前の辞退または不交付の場合

申請者が入学辞退の意思を示した場合、あるいは在留資格認定証明書が交付されなかった場合、本校がすでに行った業務に要した実費（選考料等）を差し引いた金額を返金します。

2. 在留資格認定証明書が交付され、かつ来日前にキャンセルする場合

すでに支払われた1年分の授業料・教材費・施設費・光熱費は、実費（授業料の10%）を差し引いた上で返金します。入学金は返金しません。

3. 入国後、授業開始前にキャンセルする場合

すでに支払われた1年分の授業料・教材費・施設費・光熱費は、実費（授業料の20%）を差し引いた金額を返金します。入学金は返金しません。

4. 授業開始後のキャンセル（第一学期中）

第一学期分の授業料・教材費・施設費・光熱費は返金しません。

未履行の第二学期分については、全額返金します。入学金は返金しません

5. 第一学期終了後のキャンセル

すでに支払われた第二学期の授業料・教材費・施設費・光熱費は、第二学期開始前であれば全額返金します。但し、開始後は返金しません。入学金は返金しません。

6. ビザ（査証）が不許可となった場合

申請者がビザ不許可により来日できなかった場合、授業料・教材費・施設費・光熱費は実費（授業料の10%）を差し引いた金額を返金します。入学金は返金しません。